羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金交付要綱

令和８年10月20日告示第93号

（趣旨）

第１条　この要綱は、令和６年能登半島地震により深刻な被害を受けた地域コミュニティの復興を加速させるため、町会等の地域活動の基盤となる施設・設備の整備、防災機能の強化の整備及び伝統文化の継承、歴史的・文化的資産の保全・活用に資する整備に対し、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付について、羽咋市補助金交付事務取扱規則（昭和55年羽咋市規則第21号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象者）

第２条　補助金の交付対象は、羽咋市町会長連合会に所属する町会とし、複数の町会が合同で事業を実施する場合は、構成町会それぞれを補助対象者とする。

（補助対象事業）

第３条　補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、令和８年度から令和９年度までの間に実施し、かつ、令和10年３月末日までに完了する、次の各号いずれかに該当する事業とする。なお、補助対象となる施設は、町会が所有又は管理する施設で市長が適当であると認める施設とする。

（１）　地域コミュニティ活動拠点の基盤強化に資する整備

（２）　地域の防災機能の強化に資する整備

（３）　伝統文化の継承、歴史的・文化的資産の保全・活用に資する整備

（４）　前３号に掲げるもののほか、市長が適当であると認めるもの

２　前項の規定に関わらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

（１）　国、県、市等から補助を受けて実施する事業

（２）　営利を主たる目的とする事業

（３）　宗教活動又は政治活動を目的とする事業

（４）　公序良俗に反する事業

（５）　その他市長が適当でないと認める事業

（補助対象経費）

第４条　補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に直接必要な経費のうち別表に掲げるものとする。ただし、市長が適当でないと認める経費については補助の対象としない。

（補助金の額）

第５条　補助金の額は、補助対象経費の８分の７以内とし、補助金の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。ただし、寄付金その他の収入がある場合は、前条に規定する補助対象経費からその額を控除した額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。

２　補助金の額等は、別表のとおりとする。

（補助金の交付申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が別に定める日までに、次の各号に掲げる書類を添えて羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金交付申請書（様式第１号）（以下「交付申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

（１）　収支予算書（様式第２号）

（２）　補助対象事業実施に要する経費に係る見積書（工事を伴うものは工事内訳が分かるもの）

（３）　着手前の写真（修繕及び工事を伴うものに限る）

（４）　位置図（工事を伴うものに限る）

（５）　その他市長が必要と認める書類

（補助金交付の決定）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、交付を決定したときは、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金交付決定通知書（様式第３号）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、必要な条件を付すことができる。

（実績報告）

第８条　補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、事業が完了したときは、事業完了後30日以内又は市長が別に定める日までのいずれか早い日までに、次の各号に掲げる書類を添えて羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金実績報告書（様式第４号）（以下「実績報告書」という。）を市長に提出しなければならない。

（１）　事業の実施を証する書類（契約書、請求書など）

（２）　収支決算書（様式第５号）

（３）　支払いを証する書類（領収書写し及び明細が確認できるもの）

（４）　事業の完了が確認できる写真

（５）　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定にかかわらず、市長が必要と認めるときは、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金領収書写しの提出に関する誓約書（様式第６号）及び請求書の写しをもって、同項第３号の書類に代えることができる。

（補助金の額の確定）

第９条　市長は、前条に規定する実績報告書の提出を受けた場合においては、その内容を審査し、その内容が適正であると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金確定通知書（様式第７号）により補助事業者に通知する。

（補助金の請求）

第10条　前条の規定の交付額確定通知書を受けた補助事業者は、補助金の請求をしようとするときは、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金請求書（様式第８号。以下「請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第11条　補助金は、前条に規定する請求書を受理し次第、交付するものとする。

（変更の申請）

第12条　補助事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金変更申請書（様式第９号）を市長に提出しなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（１）　補助対象事業に要する予算を変更しようとするとき。

（２）　補助対象事業の内容を変更しようとするとき。

（３）　補助対象事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

２　補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難になったときは、遅滞なく市長に報告しなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請書の提出があった場合又は前項の規定による報告を受けた場合は、羽咋市地域コミュニティ復興支援補助金交付取消・変更通知書（様式第10号）により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

（補助金の返還）

第13条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１）　虚偽その他不正の手段により、補助金の交付を受けたとき。

（２）　補助金を他の用途に使用したとき。

（関係書類の保管）

第14条　補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出の帳簿及び証拠書類を整備し、令和14年度末まで保管しなければならない。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。